

委第1号議案

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活できるための遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものであり、そこでの対応する職員の体制が万全であることが必要である。

そのため放課後児童クラブで突発的な事故等が生じた場合、それに対応する職員の複数配置が必要であり、このことは放課後児童支援員等の研修等による資質の向上も併せ、国において基準を定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべき基準とされている。

一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に放課後児童クラブの人材不足の深刻化により支障が生じているとして、当該従うべき基準の規制緩和を求める提案が一部の地方から国に提出された。これを受け国は、当該従うべき基準を参酌化することについて今後、地方分権の場で検討することとしている。仮に、当該従うべき基準を緩和して職員が1名で多くの児童を受け持つことになった場合には、放課後児童クラブの安全性が低下するおそれがある。安全性を確保するための最低基準として、当該従うべき基準が定められたものである趣旨を踏まえると、これを単に放課後児童クラブの人員の確保が難しいという理由から緩和すべきではない。

また、併せて放課後児童クラブの目的に沿った適正な運営を確保するためには、放課後児童支援員等の量的かつ質的な確保が不可欠である。

こうした中で、国においては経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を始めたが、その要件が厳しいことから事業の活用が進んでおらず、それら職員の処遇の改善と確保もいまだ不十分な状態である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求めるものである。

記

- 1 放課後児童クラブの職員配置基準等に係る従うべき基準については、
現行の基準を堅持するなど引き続き児童の安全が確保されるよう措置を
講ずること。
- 2 放課後児童支援員等について、給与等の処遇の改善など働きやすい職
場環境の形成への更なる対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月 日

桶川市議会議長 佐 藤 洋

平成31年3月26日提出

桶川市議会議会運営委員長 仲 又 清 美